

4. 自動車の整備・検査業務関係

(1)自動車整備事業

令和4年3月末における認証工場数（指定整備工場を含む。）は1,119工場
で、前年度末に比較して1工場増加（0.1%増）した。専業事業者の認証取得
が増加している一方で、自己都合、工員不足、後継者難などでの事業廃止も見受
けられる。

令和4年3月末における指定整備工場数は403工場で、前年度より1.5%
減とわずかに減少している。

認定工場（優良自動車整備事業者）は、50工場である。内訳は、特殊整備工
場が50工場（車体整備43工場、電気装置整備6工場、タイヤ整備1工場）と
なっている。

(2)検査台数

令和3年度の新規検査台数は39,262台（前年度比97.2%）、継続検査
台数は245,529台（前年度比98.8%）となっている。

なお、国に直接持ち込まれた自動車を検査する「一般検査」は、新規検査が5,
470台で1日平均約23台、継続検査が50,887台で1日平均約210台
である。継続検査の指定整備率は約79.3%で、前年度より0.3ポイント上
回っている。

ユーザー車検の令和3年度の検査台数は約9,189台で、令和2年度から4
33台減少した。持込検査台数に占める割合は18.1%となっている。車検代
行業者による受検の割合は、ユーザー車検全体の81.4%を占めている。

年度末における検査・登録業務の繁忙は全国的に共通した傾向であるが、当地
域は降雪寒冷地であることから春先に向けた需要が年度末に一層集中する傾向に
あり、3月の継続検査業務量は平準の月（3月を除く）の約1.65倍となっ
ている。

また、平成29年度から開始された継続検査のワンストップサービス（以下O
SS）が徐々に増え、令和3年度の継続検査のOSS申請による交付件数は10
9,712件であり、継続検査の指定整備のうちOSS申請の占める割合は56.
3%である。

(3)自動車整備士養成施設と自動車整備士技能検定合格者

当支局管内の自動車整備士養成施設は、一種自動車整備士養成施設（自動車整
備作業の実務経験のない者を対象とする施設）が3施設、二種自動車整備士養成
施設（自動車整備作業の実務経験のある者を対象とする施設）が1施設である。

近年、少子化等の理由により自動車整備士養成施設の修了者数は減少傾向にあ
るため、国土交通省では、官民一体となり、自動車整備人材確保・育成に向け、
学校訪問等様々なPR活動を行っている。

令和4年3月末現在の自動車整備士技能検定合格者は30,478名（重複取得者を含む。）であり、内訳は次のとおりである。

一級自動車整備士	100名
二級自動車整備士	13,528名
三級自動車整備士	15,921名
自動車車体整備士等特殊整備士	929名

(4)ユーザーに対する点検整備啓発と街頭検査

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の安全を脅かし秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている。このことから、毎年6月の1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として例年様々な運動を展開している。

また、自動車の不具合による交通事故や公害防止のためには、自動車使用者の自己管理責任による自動車の適切な維持管理が不可欠であり、自動車使用者の保守管理意識を高揚し、適切な点検整備の実施を図ることが重要である。

このため、毎年9月及び10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として、点検整備の重要性を周知する運動を行っている。

街頭検査は、関係機関の協力を得て、全国交通安全運動、不正改造車を排除する運動、自動車点検整備推進運動等の期間を中心に例年年間10数回実施しているが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、一般街頭検査は、1回の実施に留まった。

<令和3年度街頭検査の実施結果>

・ 実施回数	1回
・ 検査台数	50台
・ 不具合車両数	1台（不具合率2.0%）
・ 整備命令発令件数	1台（内不正改造車に対する命令0台）

(5)環境に優しい自動車整備優良事業場の表彰

産業廃棄物、使用済み自動車の適正処理、リサイクル部品等の使用促進、自動車用フロンの適正処理及び二酸化炭素排出量削減等の環境対策に積極的に関わり、循環型社会の形成に向けた経営に努めている事業場に対し、環境に優しい自動車整備優良事業場として運輸支局長表彰を実施している。

なお、令和3年度の表彰事業場数は2事業場であった。